

ポジティブ心理学コンサルタント資格認定規約

本規約は、ニューヨークライフバランス研究所（以下「当社」という）が運営するポジティブ心理学コンサルタント資格認定制度（以下「本制度」という）に基づき、当社と認定された資格保有者（以下「認定者」という）との権利義務を定めます。

第1章 総則

第1条（目的）

本制度は、科学的根拠に基づくポジティブ心理学の知識を、認定者が日々の生活に応用するとともに、認定者が関わる個人や組織に適切に分かりやすく伝えたり、システムとして導入することで、関わる個人や組織をエンパワメントすることに寄与することを目的とします。認定者のこれらの活動を通して、幸せな人が増え、幸せな家族が増え、幸せな組織が増え、幸せな社会が実現することを願っています。

第2条（本規約の同意）

認定者は、本規約に同意をする必要があります。

第3条（通知）

当社から認定者への通知は、電子メール、書面または当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

第4条（本規約の変更）

当社は、必要と判断した場合、認定者への通知なく本規約を変更することがあります。変更後の本規約は、認定者への通知をもって適用するものとします。

第5条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第2章 認定および許諾

第6条（資格の種類）

当社は、次の資格の認定を行います。

- （1）ポジティブ心理学コンサルタント

第7条（認定条件等）

認定条件、認定の有効期間、呼称の使用許諾、講座等の許諾（以下「許諾講座等」という）、当社ホームページへの掲載の内容は次のとおりとします。

(1) ポジティブ心理学コンサルタント

項目	内容
認定条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「ポジティブ心理学コンサルタント養成講座（共通）」の受講修了 （反転学習の9回中6回以上参加し、欠席した回は録画視聴後、課題を提出した方） 2. 1の講座終了時に実施するプレゼンテーションが、当社の定める基準を満たした方 3. 認定試験に当社の定める基準で合格した方 4. 「エンパワメントセッション」を3名以上の方に実施、レポートを提出し、本研究所の基準を満たした方 5. 「Ari's Academia for Professionals」への参加
認定の有効期限	<p>下記両方の条件を満たしている限り有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ari's Academia for Professionals」に参加していること ・年1回実践報告をすること <p>（「ポジティブ心理学実践研究会」または「Ari's Academia for Professionals」等において）</p>
呼称の使用許諾	ポジティブ心理学コンサルタント
講座等の許諾	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポジティブ心理学実践講座-基礎編」スライドを使用した、「ポジティブ心理学実践講座-基礎編」の実施 ・「エンパワメントセッションシート」の使用 ・上記に加え、「ポジティブ心理学コンサルタント養成講座（オプション）」を受講修了した方は、別途定める講座等を実施することが可能です。 ・上記に加え、VIA強みの調査票を用いた研修を受講修了した方は、NYLB作成の強み活用セッションを実施することが可能です。
当社ホームページの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・認定者の概要を掲載（希望者のみ）

第8条（著作物）

当社から認定者に開示したテキスト、動画等の著作物およびノウハウ（以下、「本著作物等」という）に

関する著作権は当社に帰属し、次に掲げる行為を禁じます。

(1) 本著作物等の内容を、自己または第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

(2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己または第三者の著作物に掲載する行為

(3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

(4) 本著作物等を元に、類似する講座を開催する行為

(5) その他、著作権を侵害する一切の行為

2 認定者は、当社が講座等で紹介した研究データを認定者のオリジナル講座に使用する場合、一般的な引用ルール及び当社ホームページ掲載の NYLB 著作物利用ルールを遵守する必要があります。

3 認定者と当社とが協働して新たな著作物を作成する場合の条件は、個別に定めるものとします。

4 認定者は著作物等の使用に関し不明な点がある場合は、当社の承諾を得るものとします。

第9条（遵守事項）

認定者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

(1) 家庭、職場、教育現場等において、第1条（目的）を実現することを目指す活動を行うこと

(2) 前項実現のために、継続的なスキル向上および、認定者同士の相互協力を行うこと

(3) 当社の信頼および価値を損ねる行為、および、当社および他の認定者に迷惑をかける行為をしないこと

第10条（認定の取消）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、当社は認定の取消を行うことができます。取消されたものは直ちに認定者としての活動を停止しなければなりません。その場合、受領済みの費用は一切返金しません。

(1) 本規約または法令に違反した場合

(2) 当社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合

(3) 当社に伝えた情報に虚偽の内容がある場合

(4) 当社および他の認定者の事業活動を妨害する等により、当社および他の認定者の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第3章 認定者の活動

第11条（呼称の使用 および 許諾講座等の実施）

認定者は、呼称の使用 および 許諾講座等の実施をすることが出来ます。

2 認定者は、認定の有効期限が終了した場合は、呼称の使用 および 許諾講座等を実施することは出来ません。

第12条（許諾講座等の責任）

認定者は、許諾講座等を開催する場合、講座の集客、講座の準備、受講料の受領、当日の運営、受講後のフォローまでの講座運営の全ての責任を負うものとします。

2 当社の責任は、教材の提供に限られるものとし、講座運営に関わる責任は負いません。このため、受講者からのクレーム対応などは、当社は実施しません。

第13条（許諾講座等の料金設定 および コンテンツ使用料）

認定者は、許諾講座等を実施する場合、料金を自由に設定することができます。

2 認定者が許諾講座等を実施する場合、当社に対するコンテンツ使用料は発生しません。ただし、第8条3項の新たな著作物を作成する場合は、コンテンツ使用料等を個別に定めるものとします。

第14条（継続的なスキル向上と許諾講座等の品質の維持向上）

認定者は、継続的なスキル向上と開催する許諾講座等の品質を維持向上する義務を負います。

2 認定者は、「Ari's Academia for Professionals」にて、当社が提供する最新の教材を使用するものとします。

3 当社は、「Ari's Academia for Professionals」において、認定者の継続的なスキル向上と許諾講座等の品質の維持向上のサポートを行うものとします。

第15条（当社主催講座の委託）

当社は、当社が主催する講座の講師として、認定者に業務（以下「委託業務」という）を委託することがあります。

2 委託料は、別途定めるものとします。

3 認定者は委託業務実施月の末日までに、委託料を集計（以下「請求金額」という）し、当社に請求をするものとします。

4 当社は、請求月の翌月末日までに、請求金額を認定者に支払うものとします。

附則

発効 2020年 5月 19日

改定 2020年 9月 3日